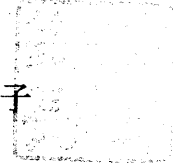


鈴 第 5 6 7 号
令和 4 年 7 月 2 9 日

鈴鹿青少年の森を愛する会
代表

佐倉 邁 様
内田 信也 様
橋詰 圭一 様

鈴鹿市長 末松 則子



「青少年の森公園破壊のサッカー場建設計画白紙撤回の申し入れ」
に係る回答について

令和 4 年 7 月 1 5 日付けで提出いただきました申し入れ書について、三重県営公園鈴鹿青少年の森内にサッカースタジアムを建設する計画については、三重県から公園機能の増進に資する公益性の高い施設と判断いただき、都市公園法（昭和 3 1 年法律第 7 9 号）第 5 条第 1 項の規定により、本市が多機能複合型施設の設置管理許可を受け、日本フットボールリーグ（JFL）に所属し本市を本拠地とする鈴鹿ポイントゲッターズを運営する事業者、株式会社アンリミテッド及び株式会社ノーマーク（以下、「運営事業者」という。）と本市との協定書締結により、運営事業者が建設を進めております。

なお、運営事業者が工事を行うに当たっては、囲いを設置するなどご不自由とご迷惑をおかけしてはいますが、公園利用者の皆様の安全を確保するためのものであるため、ご理解いただきますようお願いいたします。

また、このたび、鈴鹿ポイントゲッターズが、日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）の理事会において、Jリーグへの昇格条件である百年構想クラブ資格の失格という処分を受けたことにつきましては、本市としましても重く受け止めております。

本件につきましては、運営事業者から、ガバナンス体制の改善の一環として経営陣の刷新、企業体質の改善に係る報告を受けるとともに当該資格の再度の取得を目指し、申請を進める旨の報告をいただいております。

本市といたしましては、今後運営事業者に対し、スタジアム建設も含め、新体制としての方針をさらに明確にした説明を求めながら、三重県とも連携し、協議を行っていきたいと考えています。

鈴鹿市文化スポーツ部スポーツ課
TEL 059-382-9029
FAX 059-382-9071
E-mail supotsu@city.suzuka.lg.jp